

令和5年度 訪問看護ステーション事業計画 (案)

1 事業

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法に規定する訪問看護
- (2) 介護保険法に規定する居宅サービスの訪問看護・介護予防訪問看護

2 目的・内容

在宅療養者に対して主治医が必要と認めた場合、看護師等が訪問し、療養上の世話と病状の観察・判断や医学的管理・診療の補助等を行う。利用者が住み慣れた家庭や地域社会の中で、少しでもその人らしく自立した日常生活を送ることが出来るように、また心身の機能を維持と病状の悪化を防止し、安楽を図る等、一人ひとりの状態にあった個別的な看護サービスを提供する。

サービス提供にあたっては主治医と密接な連絡をとり、病状や障害の程度、家族護者の状況に合わせた適切なケア計画にもとづいて支援すると共に、地域のサービス関連機関や事業者等と連携を図りサービスの質の向上に努める。

3 目標

- (1) 利用者のニーズに合った訪問看護の提供

ア 年間計画

利用者数 1, 332人 月間目標：医療保険45人、介護保険66人、計111人

訪問回数 8, 532回

月間目標：医療保険315回、介護保険396回、計711回

イ 機能強化型訪問看護ステーション加算1の継続 更新：8月

在宅看取りの実施（ターミナルケア加算の取得） 医療22人、介護5人、計27人

ウ 看護体制強化加算（Ⅰ）の維持

- (2) 看護の質の向上

ア JNAクリニカルラダーを活用した看護実践能力の向上

イ 安全な看護サービスの提供

訪問看護基準、訪問看護手順マニュアルの見直し、

自然災害時の対応・感染症対策：BCPの作成と見直し

医療安全：事故発生時の対応・高齢者虐待防止対策・ハラスメント対策

ウ フレイル対策への取り組みの継続

エ 専門職として自己研鑽に積極的に取り組む

- (3) 看護の質の評価

ア 看護実践の振り返り：月に1回事例検討会

イ 院内他部署と共に事例検討会を開催

ウ JNAクリニカルラダーの活用による看護実践力の評価

エ 訪問看護事業所の他者評価・自己評価

利用者満足度調査：１０月

看護師自己評価：１０月

事業所自己評価：１２月 ※全国訪問看護事業協会「自己評価のガイドライン」

介護サービス情報公表制度の実施調査受審：実施月は未定

利用者満足調査、自己評価・事業所評価の結果から抽出された課題への対応

(4) 経営の安定化

ア マネジメント会議の開催 月１回

イ 訪問看護ステーションカンファレンスで月の事業実績と課題の共有を月１回

ウ ICTを活用した訪問看護業務の効率化

(5) 訪問看護の普及啓発活動

ア 広報活動

病院職員・介護サービス事業所等対象の勉強会・研修

市民病院フェスティバルに参加

出前講座

イ 訪問看護教育の実施

看護学生の実習受け入れ

医学生、薬学生、病院看護師、施設看護師の実習受け入れ

(6) 業務内容の見直し：９月及び３月

９月は中間評価、３月は利用者満足度調査・看護師の自己評価を基に実施